

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会  
ゆたか苑指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書別紙

1. 料金表 (参考資料)

〈令和6年4月1日 現在〉

利用者の自己負担は原則ありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合は、1か月につき該当する利用料金を自己負担していただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。なお、サービス提供証明書を後日、市区町村の介護保険課へ提出しますと、払い戻しを受けられる場合もあります。

① 基本報酬

(Ⅱ) を算定していない事業所 1単位=11.40円 (特別区の地域) 円未満の端数は切り捨て

(Ⅰ) 居宅介護支援費	区分	状態区分	支援費用 (単位数)	条件
	居宅介護支援(i)		要介護1、2	12380円 (1086単位/月)
要介護3～5			16085円 (1411単位/月)	
居宅介護支援(ii)		要介護1、2	6201円 (544単位/月)	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が45件～60件未満の事業所
		要介護3～5	8025円 (704単位/月)	
居宅介護支援(iii)		要介護1、2	3716円 (326単位/月)	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が60件以上の事業所
		要介護3～5	4810円 (422単位/月)	

② 加算について

加算項目	条件等	料金
初回加算	新規に居宅サービス計画を策定した場合 要支援者が要介護認定を受け、居宅介護サービス計画を策定した場合 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合	3420円 (300単位/月)
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同行し、医師又は歯科医師等に利用者の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 (利用者一人につき、1月に1回)	570円 (50単位/月)
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	利用者が医療機関へ入院した日のうちに、当該医療機関に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合 ※入院費以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む	2850円 (250単位/月)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	利用者が医療機関へ入院した日の翌日又は翌々日に、当該医療機関に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合	2280円 (200単位/月)
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受けている場合	5130円 (450単位/月)
退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている場合	6840円 (600単位/月)
退院・退所加算 (Ⅱ)イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている場合	6840円 (600単位/月)
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を2回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合	8850円 (750単位/月)
退院・退所加算 (Ⅲ)	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合	10260円 (900単位/月)
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス利用調整を行った場合 (1月に2回算定)	2280円 (200単位/月)

ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療ケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医の意思及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4560円 (400単位/月)
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討など必要なケアマネジメント業務や給付管理の為に準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となる	厚生労働省の要件を満たす場合、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能

### ③ 運営基準減算について

減算項目	条件等	料金
運営基準減算	利用者の居宅を訪問しないなど厚生労働省の基準を満たさなかった場合	居宅介護支援費の50%減算
運営基準減算	利用者の居宅を2ヵ月以上訪問しないなど厚生労働省の基準を満たさなかった場合	所定単位数は算定しない
特定事業所集中減算	居宅介護支援事業所が作成するサービス計画の中で、正当な理由なく特定の事業所利用に著しい偏りがある場合	-200単位/月
業務継続計画未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ①業務継続計画の策定 ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までの間は減算しない	所定単位数の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発防止するための措置を講じられていない場合	所定単位数の1.0%を減算

④ 解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

⑤ その他 料金が発生する場合、月ごとの精算をし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。なおお支払いは施設窓口及び銀行振り込みにてお願い致します。

## 2. 各サービスの利用割合と、各事業所の割合 (参考資料)

〈R8年3月6日 更新〉

前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、各サービスの利用割合と、同一事業者が提供した割合上位3位  
小数点以下は切り捨て

【訪問介護 25%】		【通所介護 44%】	
ケアフレンド豊島	51%	アトリエ村	36%
ハート介護サービス豊島	29%	千川豊寿園	21%
ケアリッツ椎名町	12%	健遊館地蔵湯	21%
【福祉用具貸与 67%】		【地域密着通所介護 13%】	
トーカイ練馬営業所	40%	リハビリセンターあゆむ	44%
シルバーホクソン	31%	なごみ椎名町店	36%
フロンティア板橋	13%	トータルリハセンター椎名町	20%

判定期間 令和 7年度

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

居宅介護支援事業のサービス開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 <住 所> 東京都豊島区长崎3丁目26番4号  
<事業所名> 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会  
ゆたか苑 指定居宅介護支援事業所  
<代表者名> 所 長 薄井 正和 印

説明者 介護支援専門員  
氏 名 庄司 早苗 印

私は、事業所から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 <住 所>  
<氏 名> 印

家族  
身元引受人 <住 所>  
<氏 名> 印  
<続 柄>